

平成28年8月3日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 中 村 浩

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項、第2項及び第32項の規定に基づき、「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成28年政令第278号）が施行され、下記のとおり、水酸化カリウムについて不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

関税定率法の別表第2815.20号に掲げる水酸化カリウムで平成28年8月9日から平成33年8月8日までの期間に輸入されるもの（大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

発動後の税率

大韓民国産	一般の関税＋49.5%
中華人民共和国 （香港地域及びマカオ地域を除く）産	一般の関税＋73.7%

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。